第十号様式を削る。

第十一号様式（表）中「第二十六条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同様式（裏）中「第二十六条」を「第二十五条」に、「第三十二条」を「第三十五条」に改め、「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、「報告をした者」を「報告をしたとき。」に、「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同様式を第十号様式とする。

（内航海運組合法施行規則の一部改正）

第二条　内航海運組合法施行規則（昭和三十二年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（組合員資格の制限） **第七条**　法第十九条（法第五十八条において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める業種は、次のとおりとする。 一　（略） 二　貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第六項の貨物利用運送事業（内航海運業法第二条第二項の内航運送をする事業を営む者の行う運送に係るものに限る。） 三～九　（略）	（組合員資格の制限） **第七条**　法第十九条（法第五十八条において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める業種は、次のとおりとする。 一　（略） 二　貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第六項の貨物利用運送事業（内航海運業法第二条第二項第一号の内航運送をする事業を営む者の行う運送に係るものに限る。） 三～九　（略）

（内航船舶輸送統計調査規則の一部改正）

第三条　内航船舶輸送統計調査規則（昭和三十八年運輸省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（調査の種類及び対象） **第四条**　（略） ２　内航船舶輸送実績調査は、内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第二条第二項第一号に規定する内航運送をする事業を営む者であつて総トン数二十トン以上の船舶により貨物を輸送する者のうちから国土交通大臣が選定した者の主たる営業所の管理責任者に対して行う。 ３　自家用船舶輸送実績調査は、内航海運業法第二十三条第一項に規定する船舶（以下「自家用船舶」という。）により貨物を輸送する者に対して行う。	（調査の種類及び対象） **第四条**　（略） ２　内航船舶輸送実績調査は、内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第二条第二項に規定する内航運送をする事業を営む者であつて総トン数二十トン以上の船舶により貨物を輸送する者のうちから国土交通大臣が選定した者の主たる営業所の管理責任者に対して行う。 ３　自家用船舶輸送実績調査は、内航海運業法第二十五条の四第一項に規定する船舶（以下「自家用船舶」という。）により貨物を輸送する者に対して行う。

（内航海運業報告規則の一部改正）

第四条　内航海運業報告規則（平成十七年国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（趣旨） **第一条**　内航海運業法（以下「法」という。）第二十五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による報告については、この省令の定めるところによる。	（趣旨） **第一条**　内航海運業法（以下「法」という。）第二十六条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による報告については、この省令の定めるところによる。